

平成17年第3回朝日町議会定例会会議録(第1号)

平成17年9月5日(月曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長諸報告
- 第 4 認定第1号から認定第13号まで及び議案第45号から議案第50号まで
(提案理由説明、決算審査報告、質疑)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 認定第1号から認定第13号まで及び議案第45号から議案第50号まで
(提案理由説明、決算審査報告、質疑)

出席議員(16人)

1番	脇	四計夫	君	9番	河内	正美	君
2番	長崎	智子	君	10番	梅澤	益美	君
3番	水野	仁士	君	11番	中陣	將夫	君
4番	蓬澤	博	君	12番	松倉	彰夫	君
5番	脇山	勝昭	君	13番	吉江	守熙	君
6番	大森	憲平	君	14番	廣田	誼	君
7番	河内	邦洋	君	15番	稲村	功	君
8番	水島	一友	君	16番	松下	宏一	君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町	長	魚津龍一君		
助	役	追分悠紀夫君		
教	育	長	永口義時君	
総務	政策	課長	吉田進君	
税務	財政	課長	竹内寿実君	
町民	ふくし	課長	林和夫君	
まちづくり	振興	課長	永口明弘君	
産業	建設	課長	朝倉茂君	
教育	委員会	事務局	長	稲荷優君
あさひ	総合	病院		
事務	部	長	澤田雅文君	
消防	本部	総務	課長	善万敏雄君
監	査	委員	扇谷誠君	

職務のため出席した事務局職員

事務	局	長	稲荷進	
議	事	係	長	竹谷俊範

(午前10時00分)

開会の宣告

議長(梅澤益美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人で、定足数に達しておりますので、これより平成17年第3回朝日町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長(梅澤益美君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

11番 中 陣 将 夫 君

12番 松 倉 彰 夫 君

を指名いたします。

会期の決定

議長(梅澤益美君) 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(梅澤益美君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時01分)

〔休憩中に常任委員会の日程を協議〕

(午前10時02分)

議長(梅澤益美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の日程は、総務教育委員会は14日、福祉厚生委員会は12、13日、産業経済委員会は12日と決定いたします。

なお、お手元に配付してあります会期日程案を日程にかえさせていただきます。

議長諸報告

議長（梅澤益美君）次に、6月議会定例会以降の諸般について9点報告いたします。

第1点目は、平成17年第2回朝日町議会定例会において採択されました議員提出議案第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書及び議員提出議案第2号 道路特定財源の確保等に関する意見書につきましては、平成17年6月21日付で関係機関へ提出いたしました。

第2点目は、去る6月28日、富山県町村議会議長会臨時総会が富山市で開催され、平成16年度歳入歳出決算等の議案が提出され、審議された結果、原案どおり認定されました。

第3点目は、去る7月14日から16日にかけて、下新川郡議会議長会の視察研修があり、島根県安来市におきまして、行財政改革等の取り組みについて視察研修を行ってまいりました。

第4点目は、委員会の視察状況として、7月19日から21日にかけて総務教育委員会、また8月30日から9月1日にかけて産業経済委員会の視察研修が行われております。

第5点目は、去る7月26日、新川広域圏事務組合議会定例会が魚津市で開催され、平成16年度一般会計歳入歳出決算及び平成16年度CATV事業特別会計歳入歳出決算等の議案が提出され、審議された結果、原案どおり認定、可決されました。

第6点目は、7月29日から8月3日にかけて富山県町村議会議長会の管外行政調査が行われ、トルコ共和国を訪問し、イスタンブール市シスリ区の行政等全般について視察研修を行ってまいりました。

第7点目は、去る8月4日から5日にかけて、新川広域圏事務組合の行政視察があり、大阪府茨木市環境衛生センターのし尿前処理施設及び福井県の敦賀市衛生処理場の視察研修を行ってまいりました。

第8点目は、去る8月11日、新川地域介護保険組合議会が黒部市で開催され、平成16度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算、平成17年度新川地域介護保険組合補正予算等の議案が提出され、審議された結果、原案どおり認定、可決されました。

第9点目は、9月2日、18年度県予算に対する要望として、下新川郡議会議長会においては日本海関東首都圏連絡道路建設構想の推進など下新川郡内における10項目について、また新川地域推進協議会においては新川地方拠点都市地域基本計画の事業推進など21項目について、富山県及び富山県議会に対して要望をしてまいりました。

以上で報告を終わります。

認定第1号から認定第13号まで及び

議案第45号から議案第50号まで

議長（梅澤益美君） これより、認定第1号 平成16年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第13号 平成16年度朝日町病院事業決算まで及び議案第45号 平成17年度朝日町一般会計補正予算(第3号)から議案第50号 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更の件までの19議案を一括議題といたします。

提案理由説明

議長（梅澤益美君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 平成17年第3回朝日町議会定例会に提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

その前に、新病院の開院につきましては、町民の皆様、議員各位には大変ご迷惑やら、ご心配をおかけいたしましたことに、重ねてお詫びを申し上げます。

病院名につきましては、去る8月9日の全員協議会でも申し上げましたように、新病院の名称につきましては、職員を初め、公募によって寄せられた提案の中から、町民の方々や職員へのアンケートを行い、議員各位からもご意見を賜りました。「あさひ総合病院」「あさひ病院」「とまり病院」の中から「あさひ総合病院」として病院名を決定させていただき、開院を11月11日金曜日として条例の一部改正を今議会で審議していただきたく準備しておるところであります。また、竣工式を11月3日木曜日に行い、一般公開を11月5日から6日の土日を考えております。

患者本位の病院として一丸となって期待にこたえていく所存でありますので、今後とも温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、認定第1号 平成16年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第12号 平成16年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算及び認定第13号 平成16年度朝日町病院事業決算の各案件は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す案件であります。

このほど決算を調製いたしましたので、ここにご提案申し上げる次第であります。

認定第1号 平成16年度朝日町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計80億7,530万8,577円、歳出合計77億5,835万784円で、歳入歳出差し引き3億1,695万7,793円となり、そのうち翌年度繰り越し財源94万8,000円を差し引いた3億1,600万9,793円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第2号 平成16年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計15億8,235万4,668円、歳出合計14億1,255万8,596円であり、歳入歳出差し引き1億6,979万6,072円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第3号 平成16年度朝日町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計23億6,831万6,929円、歳出合計23億5,252万965円であり、歳入歳出差し引き1,579万5,964円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

次に、認定第4号から認定第7号までの4つの診療所特別会計について申し上げます。

認定第4号 平成16年度朝日町国民健康保険診療施設笹川診療所特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計、歳出合計ともに532万3,700円であります。

認定第5号 平成16年度朝日町国民健康保険診療施設宮崎診療所特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計、歳出合計ともに1,147万1,410円であります。

認定第6号 平成16年度朝日町国民健康保険診療施設境診療所特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計、歳出合計ともに1,119万9,427円であります。

認定第7号 平成16年度朝日町国民健康保険診療施設山崎診療所特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計、歳出合計ともに1,607万3,613円であります。

以上、4会計とも歳入合計と歳出合計が同額で、差し引き0円となり、翌年度への繰り越しはございません。

認定第8号 平成16年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計9,254万9,426円、歳出合計6,580万3,051円であり、歳入歳出差し引き2,674万6,375円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第9号 平成16年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計8億6,559万2,136円、歳出合計8億1,283万4,967円で、歳入歳出差し引き5,275万7,169円となり、そのうち翌年度繰り越し財源105万5,000円を差し引いた5,170万2,169円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第10号 平成16年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算につつま

しては、歳入合計 375 円、歳出合計 0 円で、歳入歳出差し引き 375 円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第 11 号 平成 16 年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計 706 万 7,308 円、歳出合計 592 万 4,606 円であり、歳入歳出差し引き 114 万 2,702 円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第 12 号 平成 16 年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計 51 万 8,527 円、歳出合計 27 万 6,000 円であり、歳入歳出差し引き 24 万 2,527 円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

次に、認定第 13 号 平成 16 年度朝日町病院事業決算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入総額 26 億 8,518 万 4,351 円、支出総額 24 億 4,031 万 1,187 円で、消費税を処理した後の収支差し引きは、純利益 2 億 4,346 万 4,616 円となり、前年度繰り越し欠損金 9,106 万 4,295 円を差し引いた欠損金補てん残額のうち 800 万円を減債積立金として、残る 1 億 4,440 万 321 円を当年度未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入総額 50 億 5,059 万 4,000 円、支出総額 51 億 2,001 万 7,200 円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,942 万 3,200 円は、補てん財源により調整いたしたところであります。

次に、平成 17 年度の補正予算案件についてご説明申し上げます。

議案第 45 号 平成 17 年度朝日町一般会計補正予算(第 3 号)は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,000 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 2,435 万円といたしたい内容であります。

補正いたします財源は、繰入金 1 億 9,500 万円、県支出金 1,278 万 6,000 円、町債 470 万円などとしております。

歳出につきましては、増額いたします主なものとして、老人福祉施設費に 1 億 9,500 万円、公共バス運行事業に 2,395 万 9,000 円、農地振興費に 583 万 9,000 円、企画費に 388 万 5,000 円などとしております。

次に、専決処分の件について申し上げます。

議案第 46 号 平成 17 年度朝日町一般会計補正予算(第 2 号)は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 943 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 434 万 4,000 円といたしたい内容であります。

歳出につきましては、衆議院議員総選挙の事務経費に係るものであります。

次に、条例案件等についてご説明申し上げます。

議案第 47 号 朝日町デイ・サービスセンター条例一部改正の件は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 48 号 朝日町火災予防条例一部改正の件は、消防法及び同法施行令の一部の改正並びに消防関係法令等の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 49 号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件は、市町村合併により、本年 11 月 1 日から新たに「高岡市」並びに「射水市」が施行されること、並びに翌年 3 月 31 日に新たに「黒部市」が施行されることに伴い、当該委員会の構成団体数を減少させ、あわせて規約を変更しようとするものであります。

議案第 50 号 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更の件は、本年 11 月 1 日の「高岡市」及び「射水市」の新市の施行に伴い、旧市町村との相互委託を廃止し、新たに新市と相互委託をするよう、規約を変更しようとするものであります。

以上をもちまして、本定例会に提案いたしました諸案件についての説明といたします。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（梅澤益美君）どうもご苦労さまでした。

決算審査報告

議長（梅澤益美君）次に、平成 16 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに病院事業決算について、監査委員の決算意見書が付されております。

これより、監査委員の決算審査報告を求めます。

監査委員、扇谷誠君。

〔監査委員扇谷 誠君登壇〕

監査委員（扇谷 誠君）議長のご指名によりまして、平成 16 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに平成 16 年度病院事業決算の審査結果についてご報告申し上げます。

去る 8 月 24 日、26 日両日にわたりまして、吉江監査委員とともに朝日町役場第 3 委員会室において監査いたしました。

平成 16 年度朝日町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び朝日町病院事業決算並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして審査いたしました結果は、お手元に配付してあります朝日町決算意見書のとおりであります。

いずれも計数は関係帳簿と符号し正確であり、出納事務も関係法規に従って処理されており、かつ予算の執行は正確であったことを申し上げます。

なお、審査を踏まえて、総括的な指摘事項といたしまして、次の2点を申し添えまして決算審査報告といたします。

第1点には、地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、少子高齢化や高度情報化社会を迎える一方で、景気回復傾向にあるとはいえ、依然として厳しい景気・雇用状況が続いている中、地方分権推進のもと三位一体改革が進められており、町の財政運営に与える影響も厳しくならざるを得ない状況となっている。

このような状況のもとにおいて、三位一体改革の実施により税源移譲はされるものの、地方交付税、国庫支出金削減が見込まれ、財政状況が今後一層厳しさを増してくるものと予想されるので、町税収入を初め、自主財源の確保に積極的に取り組まれない。

歳出においても、経費全般にわたる徹底的な見直しを行いながら、引き続き行財政改革の推進を図るとともに、複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応しつつ、限られた財源で最大の効果を得られるよう、財政運営の健全化に向けた取り組みになお一層努められたい。

第2点には、病院事業においては、健全経営の一層の推進に向け、職員一丸となって取り組まれた結果、平成16年度においても確実に純利益を上げて、累積欠損金を解消し、未処分利益剰余金を生じたところでありますが、医療を取り巻く環境が極めて厳しいもとにあっても、健全経営に鋭意努力されたい。

新病院建設の所期の目的を達するために、医師の定着化と看護師などの医療スタッフの確保に努められ、地域医療を担う公立病院としての役割と機能が十分発揮されるよう、新病院開院を含め、一層の努力に傾注されたい。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

これより、提出されております19議案についての細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時24分）

〔休憩中に、助役（追分悠紀夫君）が認定第1号から認定第13号について、税務財政課長（竹内寿実君）が議案第45号、議案第46号について、町民ふくし課長（林和夫君）が

議案第 47 号、議案第 50 号について、消防本部総務課長（善万敏雄君）が議案第 48 号について、総務政策課長（吉田進君）が議案第 49 号について細部説明を行う]

（午前 11 時 42 分）

議長（梅澤益美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（梅澤益美君）上程されております認定第 1 号 平成 16 年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第 13 号 平成 16 年度朝日町病院事業決算及び議案第 45 号 平成 17 年度朝日町一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 50 号 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更の件までの 19 議案に対する質疑であります。

これより、上程案件に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては、挙手をするとともに発言ボタンを押していただきますようお願いいたします。

なお、決算書、予算書については、最初に該当するページを言ってから質疑をしてください。また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切にお願いいたします。

順次、発言を許します。

河内正美君。

9 番（河内正美君）17 年度一般会計補正予算（第 3 号）の 12 ページ、商工総務費の公共バスの件なのですが、1,074 万 8,000 円みであるのですが、定員数がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（梅澤益美君）ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まちづくり振興課長。

まちづくり振興課長（永口明弘君）新しく購入するバスは、定員 29 人乗りを予定しております。

議長（梅澤益美君）ただいまの答弁でよろしいですか。

9 番（河内正美君）はい。

議長（梅澤益美君）大森憲平君。

6 番（大森憲平君）議案第 48 号の件でございますが、一般住宅にも火災報知器をつけなさい、義務づけということでございますが、これは既存の住宅は平成 20 年 6 月 1 日から適用ということになっておりますが、これをやらなかったら違反になるとか、何かそういうのはあ

るのですか。あくまでも義務づけだけですか。

議長（梅澤益美君）議案第 48 号について、消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君）今ほどおっしゃられたように、既存の住宅については 20 年 6 月 1 日からの適用ということになります。

これにつきましての、つけなかったから何か罰則があるかといいますと、罰則はありません。義務づけということで、皆さんの住宅において設置をお願いしたいものであります。

議長（梅澤益美君）ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6 番（大森憲平君）そうしますと、自主的にやるだけであって、消防署から別に検査で回るとか、そういうことはないわけですね。

議長（梅澤益美君）ただいまの質問に対する答弁を求めます。

消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君）消防署から、設置された各住宅のほうに設置されたかどうか確認をするということは、現段階においては考えてはおりません。今までも消防署員、あるいは団員が一般家庭に入るときは、当然お断りをして進入するというようなこととなりますけれども、この警報器につきましても、実際家へ訪れて確認することは、現段階ではちょっと考えてはおりません。

以上です。

議長（梅澤益美君）ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6 番（大森憲平君）もう 1 つお聞きしますけれども、新築の場合は、一応ここに施行が 18 年 6 月となっていますね。そうしたら、今現在、これから新築される場合には、こういうのを設置していなければ、事前審査に引っかかるということですか。

議長（梅澤益美君）ただいまの答弁を求めます。

消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君）新築の場合には、確かに 18 年 6 月 1 日から施行になって、それ以降の新築家屋にはこれを設置していただくというようなこととなります。それで、建築確認申請の段階でこれらのことを確認していきたいというふうに、関係機関と調整をとっていきたいというふうに考えております。

議長（梅澤益美君）ほかに。

〔「もう1つ」の声あり〕

議長（梅澤益美君）大森憲平君。

6番（大森憲平君）もう1つですけれども、廃棄物固形化燃料の件ですけれども、別表第8に定める数量の100倍 この別表第8というのは、その数量というのはわかりますか。

議長（梅澤益美君）ただいまの質問に対する答弁を求めます。

消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君）別表第8のほうには、幾つかそれぞれ品名ごとによって数量が定められております。全部ではなくて幾つかちょっと例示をしますと、まず綿花類につきましては200キログラムとなっております。それから、かんなくず等におきましては400キログラムということになっております。それから、ぼろ及び紙くず等につきましては1,000キログラムというふうになっております。後まだ多々あるのですけれども、それぞれ数量等が品名ごとによって定められておるところであります。

以上です。

議長（梅澤益美君）ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6番（大森憲平君）はい、わかりました。

それと、最後にもう1カ所ですけれども、この条例では、1,000キロ以上の可燃物をもし一般の住宅で持った場合には、早急に撤去とか、あるいは何か処分をしなければだめだということですか。

議長（梅澤益美君）ただいまの質問に対する答弁を求めます。

消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君）基準以上になりますと、届けが必要になってくるということであります。

6番（大森憲平君）はい、わかりました。

議長（梅澤益美君）ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（梅澤益美君）ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

次会の日程

議長（梅澤益美君）以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次に、次会の日程を申し上げます。

6日及び7日は議案調査日とし、8日は町政に対する代表質問、9日は一般質問を行います。

明日は議案調査日ではありますが、午後2時から議会運営委員会を開催いたします。

また、代表質問、一般質問の締め切りは、明日正午までとなっておりますので、質問される議員は、配付してあります所定の用紙に、質問の件名、質問の要旨、要旨の説明を明確に記述の上、提出してください。

散会の宣告

議長（梅澤益美君）今日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時51分）